

みどり通信

第227号 2016. 6. 8

CONTENTS

● 一言発言	P1	● 損害保険	P7
● 税務	P3	● これからの研修	P8
● 社会保険	P5	● あとがき	P8
● 生命保険	P6	● 営業カレンダー	P9

6月7日

『経営者・後継者のための基本講座』を開催いたしました



社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。次の内容は、6月6日のホームページ掲載のものからです。

お金が集まる人の共通習慣・・・

先日の、プレジデント誌に、「お金が集まる人の共通習慣」という記事が掲載されていました。

お金持ちと接する機会が多い会計士・税理士・ジャーナリストの3人が語っていますが、そのうちの一人公認会計士の平林亮子氏は、次のように語っています。

「会計士という仕事から、富裕層の方と接する機会が多くあるのですが、富裕層の方々の一番の特徴は、明るくていつもニコニコしていることです。加えて、非常に好奇心旺盛で、あれもこれも「面白いなあ」と思っているのが、自然と笑顔になるのでしょう。

とてもオシャレで、身なりに気をつかうことも共通項です。といっても、単に高い服を着ているわけではありません。高いものとユニクロの服を組み合わせるなど上手に着こなす人が多いです。

身なりに気を使うのは、「自分をよく見せよう」という気持ちからではなく、「不快な印象を与えないようにしよう」という意識が強いようです。見た目は若い人も多く、年齢が高くなればなるほど、見た目と実年齢との差が大きくなるように感じます。」

さらに、ジャーナリストの山田順氏は、次のように述べています。

「超富裕層の多くは「ポジティブ思考」の持ち主で、常に「どうすればもっとうまくいくか」

を考えています。辛いことがあっても明るい材料を見出せるから、前進することもできる。・・・生活習慣の面では、お金持ちほど「朝型人間」が多い。ワタミ創業者の渡邊美樹氏に取材を申し込むと、「会社へ行く前に取材を受けたいから、朝7時に」と言われたものです。厚生労働省が2010年に実施した調査によると、富裕層ほど朝食は取り、野菜をよく食べ、よく運動して体形を保つ努力をしています。お酒は飲むものの、たばこは吸わない傾向があるようです。律儀な人が多いことも確か。約束は必ず守り、メールはすぐに返事を出す。・・・お金をどう使えば、目的とするリターンが得られるかを常に考える。「価値がある」と考えれば、高いほうから買う。バーゲンで買い物などしません。・・・」



- いつもニコニコしている
- あれもこれも「面白いなあ」と思っているので自然と笑顔になる
- 不快な印象を与えないようにしようと心がけている
- ポジティブ思考
- 「どうすればもっとうまくいくか」を常に考える
- 朝型人間
- 朝食は取り、野菜をよく食べ、よく運動して体形を保つ努力をしている
- 律儀である
- 約束は必ず守る
- メールはすぐに返事を出す

一つでも多くまねたいものですね・・・

税理士 山口 昇

税 務

国税、地方税の税目について

先般より、来年 4 月で予定されていた消費税率の引き上げを再延期するとの方針発表について、いろいろと報道がなされております。

当初、予定どおりに消費税率を 8 % から 10 % に引き上げた場合には、軽減税率の影響を除き、年間で「5.6 兆円」程度の税収の増加を見込んでいるとのことでしたが、平成 28 年度予算に係る税収は国税、地方税合わせて、総額で「100 兆 7,522 億円」とのことですので、税収総額の、実に 5 % に相当する影響がある判断、ということになります。今後は、予算の見直しや、不足分の税収をカバーするための方策について議論がなされていくことと思います。

今回は、この税収総額「100 兆 7,522 億円」の税目には、どんなものがあるかについてご紹介させていただきます。

以下では、課税主体が国である「国税」なのか、地方公共団体である「地方税」なのか、また、課税根拠や税収構成から「所得課税」「資産課税等」「消費課税」のどれに該当するか、それぞれ区分して列挙いたしました。

また、下記では割愛しましたが、「申告納税方式」なのか「賦課課税方式」なのかは各税目によりそれぞれ異なっております。

◇所得課税◇

税収全体を 100 % とした場合、所得課税で 52.6 % と過半数を占めています。この 52.6 % のうち、個人課税は 30.9 %、法人課税は 21.7 % と、ほぼ 6 : 4 の割合となっております。

所得課税の税目は、

< 国 税 >

所得税、法人税、地方法人特別税、復興特別所得税、地方法人税

< 地方税 >

住民税（都道府県民税、市町村民税）、事業税

となっております。

◇資産課税等◇

資産課税というと、相続税や贈与税を真っ先にイメージされる方が多いかと思いますが、全体から見た構成割合では相続税・贈与税あわせても 1.9 %程度と、そんなに多くはありません。

全体のうち資産課税等の割合は 13.7 %となっており、この大半は各市町村から課税される固定資産税（8.8 %）都市計画税（1.2 %）となっております。

資産課税等の税目は、

< 国 税 >

相続税、贈与税、登録免許税、印紙税

< 地方税 >

不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、特別土地保有税、法定外普通税、法定外目的税、国民健康保険税

となっております。

◇消費課税◇

消費課税が税収全体に占める割合は 33.7 %と、全体の 3 分の 1 強となっております。大半は消費税及び地方消費税によるものであり、消費税で 17.1 %地方消費税 4.8 %となっております。また、俗に「第三のビール」などへの課税強化が取りざたされた酒税については、税収全体の 1.3 %程度となっております。

消費課税の税目は、

< 国 税 >

消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、関税、とん税、特別とん税

< 地方税 >

地方消費税、地方たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、軽自動車税、鉦区税、狩猟税、鉦産税、入湯税

となっております。

以上、財務省のホームページ「わが国税制・財政の現状全般 平成 28 年度予算」をもとに作成いたしました。興味を持たれた方は、ぜひ、そちらもあわせてご覧下さい。

<西丸 保幸>

算定基礎届（定時決定）

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、全ての被保険者の標準月額について毎年1回決まった時期に見直しを行い、実際にあった標準報酬月額の決定をすることになっています。これを定時決定といい、この届出を算定基礎届といいます。

算定基礎届は、4、5、6月に実際に支払われた給与を対象にして、7月に提出していただくことになります。

◎ 定時決定(算定基礎届)の基礎となる月と決定対象月

- ① 4、5、6月に支払われる報酬月額を届出書に記入
- ② 新しい標準報酬月額は9月から翌年8月または随時改定まで使用

◎ 提出の対象

対象は、7月1日現在の全被保険者です。ただし、6月1日以降に被保険者となった人は除かれます。

◎ 提出の内容

4月、5月、6月に実際支払われた報酬(税金等控除前の総支給額＝残業、通勤、皆勤手当などを含む)、支払基礎日数および報酬の平均月額等です。その平均月額により標準月額(＝等級)が決定されることとなります。

なお、支払基礎日数が17日未満の月は、平均月額の計算から除くことになります。

※ 3ヵ月間に受けた報酬とは

4月、5月、6月の3ヵ月間に現実に受けた報酬を言います。3月分の報酬が4月に支払われたような場合でも、現実に4月に受けた報酬に基づきます。

4月分、5月分、6月分の報酬という意味ではないので注意してください

◎ 報酬の支払基礎日数の取り扱い

- ① 月給者については、各月の暦日数になります。
- ② 月給制で欠勤日数に応じ給与が差し引かれる場合に当たっては、就業規則、給与規定に基づき定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数になります。
- ③ 日給者については、各月の出勤日数になります。

詳しいことは、当事務所担当スタッフまでお問い合わせ下さい。



今回のテーマ

企業年金について その3

前々回から従業員の退職金制度として数多くの企業に採用されている企業年金について複数回に分けて解説を試みていますが、今回取り上げるのは、確定給付企業年金制度(以下DBと記す)です。

- 2002年4月に確定給付企業年金法が施行され創設されました。
- 企業年金基金が運営する「基金型企業年金」と、企業が運営する「規約型企業年金」の2つがあります。
- 将来に渡り約束した給付ができるように、年金資産の積立を行わなければならない(積立義務)のですが、昨今のマイナス金利の影響により、決算時の財政検証は厳しい見通しになると言われています。

★ DB(基金型企業年金・規約型企業年金)の課税関係

拠出時	運用時	給付時		
企業の拠出: 損金算入	利子・配当等に対する所得税は 非課税	老齢給付金	年金	雑所得(公的年金等控除の適用)
			一時金	退職所得(退職所得控除の適用)
障害給付金		所得税は非課税		
遺族給付金		所得税は非課税、相続税の課税対象		
個人の拠出: 所得控除(一般生命保険料控除の対象)		脱退一時金	退職所得(退職所得控除の適用)	



中小企業退職金共済制度(中退共)に加入している事業所は多いのではないのでしょうか。次回に詳しく触れますが、この制度は中小企業退職金共済法に基づいて運営され、事業主の相互共済の仕組みと国の助成を受けながら退職金の支払いができるようにすることを目的につくられた制度です。加入における人数要件がなく、掛金が全額損金算入でき、さらに掛金の一部が助成されるなど良い面があります。一方、加入者が退職(脱退)した際は、中退共から直接加入者へ支払われる、という仕組みが、事業主からは硬直的すぎるとの声を聞くことがあります。



がんの治療には大きく分けると「手術療法」「放射線療法」「化学療法(抗がん剤など)」の3つがあげられます。メスを使った「手術療法」は皆さんが一番イメージしやすい療法かと思います。がん組織の取り残しがないよう周囲の組織も含めて切除しますが、臨床研究の進歩によって切除範囲をより小さくした縮小手術も行われるようになりました。また、内視鏡を用いて胃粘膜や大腸粘膜のがん組織を切除したり、腹部を小さく切開しビデオカメラを挿入して手術を行う「腹腔鏡手術」などの技術も進歩しています。こうした新しい手術方法により、手術後の痛みなど患者の身体の負担を少なくすることが可能になりました。

手術①縮小手術

一般的な手術では、がんの再発を予防するために、周囲のリンパ節などを含めて切除します。乳がんの乳房温存療法などが知られています。



手術②腹腔鏡手術

医師はモニターで内部を確認しながら特殊な器具でがん組織を切除します。肺がんの場合は、胸に開けた小さな穴から胸腔鏡を挿入して治療を行います。

腹腔鏡手術をロボット(別名ダビンチ)

の支援で進化させたものをご存知でしょうか? 外科医が操作ボックスに映る3D映像を見ながら、手元のコントローラーを操作する仕組みです。腹腔鏡と比べても出血が少なく、社会復帰が早いことが証明されています。

人工知能(AI)やロボットが、益々身近な存在になってまいりました。医療の世界では、「ダビンチ」と呼ばれる腹腔鏡手術ロボットが注目されており、導入した医療機関には手術予約が殺到しているとか。人為的ミスが無く、稼動(?)も安定しており正にWIN=WINの関係ですね~ ネックは1台3億円!とも言われる高額な導入費用でしょうか。

「地震保険の概要」

今年の4月14日21時26分、熊本県で震度7の地震が発生し、その後も余震が続き、大きな被害をもたらしました。過去にも平成23年3月に発生した東日本大震災、新潟県では平成16年に中越地震、平成19年に中越沖地震が発生し、大きな被害に遭っています。

地震大国である日本、今一度地震保険についてその内容を確認し、ご自身の加入している火災保険を見直してみましょう。

●地震保険って、どんなときに役立つの？

地震や噴火、津波によって建物や家財が次のような損害を被ったときに保険金が支払われます

- ★地震により火災が(延焼含む)発生し、家が焼失した。
- ★地震により家が焼失した。
- ★噴火により家が損壊した。
- ★津波により家が流された。

●地震保険には4つのポイントがあります。

①火災保険＋地震保険

地震保険は単独では契約できません。

火災保険にセットして契約する必要があります。なお、火災保険の契約期間の中途でも地震保険の契約ができます。

②契約金額

地震保険の契約は、建物と家財のそれぞれで契約します。

契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内です。

なお、建物は5,000万円、家財は3,000万円が契約の限度額となります。

③保険料と割引制度

保険料は、建物の構造と所在地により異なります。

また、建物の免震、耐震性能に応じた割引制度があります。

さらに、地震保険料の一定額が控除され、税制上のメリットが受けられる「地震保険料控除」があります。

④公共性の高い保険

地震保険は、「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高いです。大地震による巨額な保険金の支払いに備えて政府がバックアップしています。

※詳しくは当事務所までお問い合わせ下さい。 担当 星野 千香子

これからの研修

- 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室 6月11日(土) 9:00 ~ 12:00
7月09日(土) 9:00 ~ 15:00
8月20日(土) 9:00 ~ 15:00
- 加茂まちなかゼミナール 当事務所 2階 研修室 6月11日(土) 13:30 ~ 15:00



あ と が き

BSN水曜日夜7時から生放送の水曜見ナイト。新潟の元気を伝え新潟の元気を生み出す新潟応援番組！少し前に放送されていたのがロイヤルヒル ホルスタインさんについてです。

江南区横越で昭和26年から続く3代目酪農農家のご夫婦で約40頭の乳牛を飼育し、乳牛からとれた新鮮な牛乳を使い、奥様がおひとりで‘モッツアレラチーズ’を作っているそうです。

実際伊勢みずほさんがお邪魔してそのモッツアレラチーズを食べていたのですがとてもおいしそうでした。取り扱っているお店も紹介していたのでその週末行ってみました。見事に開店30分で完売していました。手作りなので少しずつですが毎日入荷するということができて良かったです。新鮮な牛乳の風味を生かしたさわやかな味で、もちろんお酒にも合います。新潟にはたくさんの素晴らしいモノやヒト、場所があります。いろいろ楽しみたいと思いました。

鶴巻博子

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		



7月



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、2ヶ月に1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp